



宮 崎 県 公 報

平成30年1月18日(木曜日) 第 2962 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正……………(財政課) 1

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………(“) 2

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の廃止……………(“) 2

○保安林の指定の解除……………(自然環境課) 2

○保安林の指定予定の通知(2件)……………(“) 2

○道路の区域の変更(9件)……………(道路保全課) 2

○道路の供用の開始(2件)……………(“) 4

○道路の占用を制限する区域の指定(2件)……………(“) 5

○自動車専用道路の指定……………(“) 5

頁

○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 5

○土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 8

○建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課) 11

○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 11

公 告

○地域森林計画の策定……………(森林経営課) 12

○地域森林計画の変更……………(“) 12

○入会林野整備計画の適当の決定……………(山村・木材振興課) 12

○県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(農村整備課) 12

○家畜人工授精講習会修業試験の合格者……………(家畜防疫対策課) 12

人事委員会規則

○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………12

○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………16

○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………17

告 示

宮崎県告示第 103号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示(平成16年宮崎県告示第21号)の一部を次のように改正し、平成30年1月22日から適用する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]			[略]		
宮崎信用金庫	[略]		宮崎都城信用金庫	[略]	
高鍋信用金庫	[略]		高鍋信用金庫	[略]	
都城信用金庫	回	回			
[略]			[略]		

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 104号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

名 称	所 在 地	廃止年月日
照屋皮膚科クリニック	日南市戸高4丁目19番地1	平成29年12月16日

宮崎県告示第 105号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 たすけあ いの郷つ れづれ庵	西都市大字加勢54 08番地1	訪問介護 事業所つ れづれ庵	西都市大字加勢54 08番地1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
東諸県郡国富町大字本庄 2491番地9	西都市大字加勢5408番地 1	平成29年 11月24日

宮崎県告示第 106号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法 人なかま福 祉会	都城市太郎 坊町3149番 地1	なかま居宅 介護支援事 業所	都城市太郎 坊町1530番 地	平成29年 3月1日

宮崎県告示第 107号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 解除に係る保安林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字青鹿39
20-1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 108号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字二畝
之谷 520-4（次の図に示す部分に限る。）、520-10

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 109号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字内堅字大河平 947-
1（次の図に示す部分に限る。）、947-196

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 110号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月18日から平成30年2月1日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 21号	小林市堤字 亀尾原3135 番8地先か ら同市堤同 字3139番6 地先まで	旧	12.4～ 17.5	316.1
				新	12.9～ 21.1	316.1

宮崎県告示第 111号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月18日から平成30年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 21号	えびの市大 字大河平字 茶屋平4648 番8地先か ら小林市北 西方字猫坂 2967番5ま で	旧	8.4～ 12.6	244.9
				新	12.3～ 31.3	239.2

宮崎県告示第 112号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月18日から平成30年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町4252番1 地先から同 市同町4255 番4地先ま で	旧	16.2～ 64.3	396.4
				新	16.2～ 64.3	396.4
					17.1～	245.5

					76.4	
--	--	--	--	--	------	--

宮崎県告示第 113号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月18日から平成30年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町安久鹿倉 国有林 109 林班い小班 から同市同 町安久鹿倉 国有林 109 林班い小班 まで	旧	25.8～ 133.5	254.0
				新	27.0～ 133.5	254.0

宮崎県告示第 114号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月18日から平成30年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市東郷 町山陰字船 戸丙1657番 1地先から 同市同町山 陰同字丙16 15番3地先 まで	旧	8.7～ 31.9	507.4
				新	11.0～ 45.5	507.4

宮崎県告示第 115号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月18日から平成30年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
29	県道	高原野 尻線	西諸県郡高 原町大字西 麓字中ノ出 口1298番1 地先から同 郡同町同大 字同字1221 番1まで	旧	12.6～ 14.5	25.6
				新	14.1～ 14.5	25.6

宮崎県告示第 116号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月18日から平成30年 2 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
54	県道	酒谷榎 原線	日南市大字 大窪字角田 3085番 1 地 先から同市 同大字字牧 之原3146番 2まで	旧	12.7～ 35.4	254.8
				新	29.9～ 64.3	249.0

宮崎県告示第 117号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月18日から平成30年 2 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
325	県道	福王寺 佐土原 線	西都市大字 荒武字土橋 356番 1 地 先から同市 同大字同字 372番 1 地 先まで	旧	23.6～ 38.4	45.9
				新	23.6～ 41.2	45.9

宮崎県告示第 118号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月18日から平成30年 2 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字園 田32番 4 か ら同市同大 字字長谷場 1426番 4 地 先まで	旧	6.8～ 12.9	148.8
				新	10.3～ 32.0	148.8
					8.0～ 36.6	157.4

宮崎県告示第 119号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月18日から平成30年 2 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町安久鹿倉 国有林 109 林班い小班 から同市同 町安久鹿倉 国有林 109 林班い小班 まで	平成30年 1 月18日

宮崎県告示第 120号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月18日から平成30年 2 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
325	県道	福王寺 佐土原 線	西都市大字 荒武字土橋 356番1地 先から同市 同大字同字 372番1地 先まで	平成30年1月18日

宮崎県告示第 121号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月18日から平成30年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	222号	都城市安久町4252番1地先から同市同町4255番4地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月2日

宮崎県告示第 122号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月18日から平成30年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	222号	都城市安久町安久鹿倉国有林 109林班い小班から同市同町安久鹿倉国有林 109林班い小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占

用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月2日

宮崎県告示第 123号

道路法（昭和27年法律第 180号）第48条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月18日から平成30年2月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定する 期日
県道	飯野松 山都城 線	都城市梅北 町5899番4 から同市同 町 169番地 先まで	12.9～ 74.9	2,283.0	平成30年 1月18日

宮崎県告示第 124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日 南 市	法ノ瀬一谷川	02- 204- 1 - 004	土 石 流
	坂下谷川	02- 204- 1 - 005	土 石 流
	寺村二谷川	02- 204- 1 - 006	土 石 流
	谷郷谷川	02- 204- 1 - 007	土 石 流
	上田辺谷川	02- 204- 1 - 060	土 石 流
	田辺谷川（ 1）	02- 204- 1 - 061	土 石 流

田辺谷川 (2)	02-204-1-062	土 石 流	空 田	I-1-0189	急傾斜地の崩壊
法ノ瀬谷川	02-204-2-003	土 石 流	田部中ノ切	I-1-0190	急傾斜地の崩壊
堀切谷川	02-204-2-004	土 石 流	田部下ノ切	I-1-0191	急傾斜地の崩壊
宿之河内谷川	02-204-2-005	土 石 流	帰 石	I-1-0195	急傾斜地の崩壊
草木田谷川 (1)	02-204-2-006	土 石 流	東光寺 1	I-1-0215	急傾斜地の崩壊
草木田谷川 (2)	02-204-2-007	土 石 流	東光寺 2	I-1-0216	急傾斜地の崩壊
草木田谷川 (3)	02-204-2-008	土 石 流	上塚田 1	I-1-0292	急傾斜地の崩壊
寺村一谷川	02-204-2-009	土 石 流	通水 1	I-1-0293	急傾斜地の崩壊
寺村五谷川	02-204-2-010	土 石 流	茶 園	I-1-0294	急傾斜地の崩壊
寺村三谷川	02-204-2-011	土 石 流	寺村下 1	I-1-0295	急傾斜地の崩壊
寺村四谷川	02-204-2-012	土 石 流	寺 村 上	I-1-0296	急傾斜地の崩壊
寺村六谷川	02-204-2-013	土 石 流	種 子 田	I-1-0326	急傾斜地の崩壊
土取場谷川	02-204-2-014	土 石 流	駒 宮 - 1	I-1-3109	急傾斜地の崩壊
塚 田 谷 川	02-204-2-020	土 石 流	野 地 - 1	I-1-3118	急傾斜地の崩壊
坂の上谷川	02-204-2-021	土 石 流	茶 円 - 1	I-1-3120	急傾斜地の崩壊
仁の下谷川	02-204-2-022	土 石 流	田部下ノ切 - 1	II-1-4347	急傾斜地の崩壊
田辺谷川 (3)	02-204-2-098	土 石 流	通水 - 1	II-1-4350	急傾斜地の崩壊
蔓ヶ迫谷川	02-204-2-099	土 石 流	寺村下 - 1	II-1-4351	急傾斜地の崩壊
下荒牧谷川	02-204-2-100	土 石 流	野 中	II-1-4359	急傾斜地の崩壊
神田三谷川	02-204-3-013	土 石 流	寺 村 - 1	II-1-4360	急傾斜地の崩壊
神田四谷川	02-204-3-014	土 石 流	五 郎	II-1-4361	急傾斜地の崩壊
益工谷川	02-204-3-015	土 石 流	宮 の 谷	II-1-4362	急傾斜地の崩壊
田辺谷川 (4)	02-204-3-021	土 石 流	東光寺 3	II-1-4396	急傾斜地の崩壊
葛ヶ迫	I-1-0188	急傾斜地の崩壊	東光寺 4	II-1-4397	急傾斜地の崩壊
			東光寺 5	II-1-4398	急傾斜地の崩壊
			蔓ヶ迫 - 2	II-1-4402	急傾斜地の崩壊

蔓ヶ迫-3	II-1-4403	急傾斜地の崩壊	茶 円 - 2	II-1-4494	急傾斜地の崩壊
蔓ヶ迫-5	II-1-4405	急傾斜地の崩壊	通 水 - 5	II-1-4495	急傾斜地の崩壊
堀 切 - 1	II-1-4439	急傾斜地の崩壊	通水-5- 新①	II-1-4495-新①	急傾斜地の崩壊
堀 切 - 2	II-1-4440	急傾斜地の崩壊	通水-5- 新②	II-1-4495-新②	急傾斜地の崩壊
堀 切 - 3	II-1-4441	急傾斜地の崩壊	東 光 寺 7	III-1-9324	急傾斜地の崩壊
宿之河内- 2	II-1-4454	急傾斜地の崩壊	小 谷	02-322-1-001	土 石 流
大窪 南平 - 1	II-1-4462	急傾斜地の崩壊	石坂谷川	02-322-1-002	土 石 流
大窪 南平 - 2	II-1-4463	急傾斜地の崩壊	水掛谷川	02-322-1-003	土 石 流
大窪 南平 - 3	II-1-4464	急傾斜地の崩壊	登尾谷川	02-322-1-004	土 石 流
寺 村 - 2	II-1-4465	急傾斜地の崩壊	梶 原 川	02-322-1-005	土 石 流
寺 村 - 3	II-1-4466	急傾斜地の崩壊	大島谷川	02-322-1-024	土 石 流
通 水 - 2	II-1-4467	急傾斜地の崩壊	東谷之口沢	02-322-1-034	土 石 流
通 水 - 3	II-1-4468	急傾斜地の崩壊	上津屋野沢	02-322-1-035	土 石 流
野 地 - 3	II-1-4481	急傾斜地の崩壊	上津屋野沢 -新①	02-322-1-035 -新①	土 石 流
野 地 - 4	II-1-4482	急傾斜地の崩壊	ユリの本沢	02-322-2-001	土 石 流
坂 ノ 上	II-1-4483	急傾斜地の崩壊	石本本谷川	02-322-2-002	土 石 流
坂ノ上-新 ①	II-1-4483-新①	急傾斜地の崩壊	石本小谷川	02-322-2-003	土 石 流
上塚田-1	II-1-4484	急傾斜地の崩壊	谷之口沢	02-322-2-015	土 石 流
上塚田-2	II-1-4485	急傾斜地の崩壊	札 ノ 尾	I-1-0364	急傾斜地の崩壊
上塚田-3	II-1-4486	急傾斜地の崩壊	中 園	I-1-0367	急傾斜地の崩壊
上塚田-4	II-1-4487	急傾斜地の崩壊	港 町	I-1-0370	急傾斜地の崩壊
上塚田-5	II-1-4488	急傾斜地の崩壊	目 井	I-1-0371	急傾斜地の崩壊
上塚田-6	II-1-4489	急傾斜地の崩壊	池 田	I-1-0373	急傾斜地の崩壊
上塚田-7	II-1-4490	急傾斜地の崩壊	中 央 町	I-1-0374	急傾斜地の崩壊
通 水 - 4	II-1-4493	急傾斜地の崩壊	柳 ヶ 谷	I-1-0375	急傾斜地の崩壊

蚓 山	I - 1 - 0376	急傾斜地の崩壊
蚓山-新①	I - 1 - 0376 - 新①	急傾斜地の崩壊
鳥 越	I - 1 - 0377	急傾斜地の崩壊
鶴 前	I - 1 - 0380	急傾斜地の崩壊
小 浜	I - 1 - 0399	急傾斜地の崩壊
内 関 戸	I - 2 - 0028	急傾斜地の崩壊
大 谷	I - 2 - 0029	急傾斜地の崩壊
小 浜 - 1	II - 1 - 4574	急傾斜地の崩壊
牧 野	II - 1 - 4579	急傾斜地の崩壊
竹ノ内-1	II - 1 - 4580	急傾斜地の崩壊
竹ノ内-2	II - 1 - 4581	急傾斜地の崩壊
竹ノ内-3	II - 1 - 4582	急傾斜地の崩壊
下 講 - 1	II - 1 - 4583	急傾斜地の崩壊
下 講 - 2	II - 1 - 4584	急傾斜地の崩壊
札ノ尾-1	II - 1 - 4585	急傾斜地の崩壊
札ノ尾-1 -新①	II - 1 - 4585 - 新①	急傾斜地の崩壊
札ノ尾-1 -新②	II - 1 - 4585 - 新②	急傾斜地の崩壊
上 講	II - 1 - 4586	急傾斜地の崩壊
上講-新③	II - 1 - 4586 - 新③	急傾斜地の崩壊
下 講 - 4	II - 1 - 4588	急傾斜地の崩壊
下講-4- 新①	II - 1 - 4588 - 新①	急傾斜地の崩壊
下講-4- 新②	II - 1 - 4588 - 新②	急傾斜地の崩壊
上津屋野- 1	II - 1 - 4590	急傾斜地の崩壊
上津屋野- 2	II - 1 - 4591	急傾斜地の崩壊

谷之口-1	II - 1 - 4592	急傾斜地の崩壊
谷之口-2	II - 1 - 4593	急傾斜地の崩壊
谷之口-3	II - 1 - 4594	急傾斜地の崩壊
谷之口-4	II - 1 - 4595	急傾斜地の崩壊
上津屋野- 3	II - 1 - 4598	急傾斜地の崩壊
上津屋野- 4	II - 1 - 4599	急傾斜地の崩壊
谷之口-5	II - 1 - 4600	急傾斜地の崩壊
上中村-3	II - 1 - 4601	急傾斜地の崩壊
上中村-4	II - 1 - 4602	急傾斜地の崩壊
下中村-1	II - 1 - 4603	急傾斜地の崩壊
上中村-5	II - 1 - 4604	急傾斜地の崩壊
中大島-1	II - 1 - 4630	急傾斜地の崩壊
上 大 島	II - 1 - 4631	急傾斜地の崩壊
中大島-2	II - 1 - 4632	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 125号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	坂下谷川	02-204-1-005	土 石 流
	谷郷谷川	02-204-1-007	土 石 流
	田辺谷川(1)	02-204-1-061	土 石 流
	田辺谷川(2)	02-204-1-062	土 石 流

法ノ瀬谷川	02- 204- 2 - 003	土 石 流	田部下ノ切	I - 1 - 0191	急傾斜地の崩壊
堀切谷川	02- 204- 2 - 004	土 石 流	帰 石	I - 1 - 0195	急傾斜地の崩壊
宿之河内谷川	02- 204- 2 - 005	土 石 流	東光寺 1	I - 1 - 0215	急傾斜地の崩壊
草木田谷川 (1)	02- 204- 2 - 006	土 石 流	東光寺 2	I - 1 - 0216	急傾斜地の崩壊
草木田谷川 (2)	02- 204- 2 - 007	土 石 流	上塚田 1	I - 1 - 0292	急傾斜地の崩壊
草木田谷川 (3)	02- 204- 2 - 008	土 石 流	通 水 1	I - 1 - 0293	急傾斜地の崩壊
寺村一谷川	02- 204- 2 - 009	土 石 流	茶 園	I - 1 - 0294	急傾斜地の崩壊
寺村五谷川	02- 204- 2 - 010	土 石 流	寺村下 1	I - 1 - 0295	急傾斜地の崩壊
寺村三谷川	02- 204- 2 - 011	土 石 流	寺 村 上	I - 1 - 0296	急傾斜地の崩壊
寺村四谷川	02- 204- 2 - 012	土 石 流	種 子 田	I - 1 - 0326	急傾斜地の崩壊
寺村六谷川	02- 204- 2 - 013	土 石 流	駒 宮 - 1	I - 1 - 3109	急傾斜地の崩壊
土取場谷川	02- 204- 2 - 014	土 石 流	野 地 - 1	I - 1 - 3118	急傾斜地の崩壊
塚 田 谷 川	02- 204- 2 - 020	土 石 流	茶 円 - 1	I - 1 - 3120	急傾斜地の崩壊
坂の上谷川	02- 204- 2 - 021	土 石 流	田部下ノ切 - 1	II - 1 - 4347	急傾斜地の崩壊
仁の下谷川	02- 204- 2 - 022	土 石 流	通 水 - 1	II - 1 - 4350	急傾斜地の崩壊
田辺谷川 (3)	02- 204- 2 - 098	土 石 流	寺村下-1	II - 1 - 4351	急傾斜地の崩壊
蔓ヶ迫谷川	02- 204- 2 - 099	土 石 流	野 中	II - 1 - 4359	急傾斜地の崩壊
下荒牧谷川	02- 204- 2 - 100	土 石 流	寺 村 - 1	II - 1 - 4360	急傾斜地の崩壊
神田三谷川	02- 204- 3 - 013	土 石 流	五 郎	II - 1 - 4361	急傾斜地の崩壊
神田四谷川	02- 204- 3 - 014	土 石 流	宮 の 谷	II - 1 - 4362	急傾斜地の崩壊
益工谷川	02- 204- 3 - 015	土 石 流	東光寺 3	II - 1 - 4396	急傾斜地の崩壊
葛ヶ迫	I - 1 - 0188	急傾斜地の崩壊	東光寺 4	II - 1 - 4397	急傾斜地の崩壊
空 田	I - 1 - 0189	急傾斜地の崩壊	東光寺 5	II - 1 - 4398	急傾斜地の崩壊
田部中ノ切	I - 1 - 0190	急傾斜地の崩壊	蔓ヶ迫-2	II - 1 - 4402	急傾斜地の崩壊
			蔓ヶ迫-3	II - 1 - 4403	急傾斜地の崩壊
			蔓ヶ迫-5	II - 1 - 4405	急傾斜地の崩壊
			堀切 - 1	II - 1 - 4439	急傾斜地の崩壊

堀切 - 2	II - 1 - 4440	急傾斜地の崩壊	通水 - 5 - 新①	II - 1 - 4495 - 新①	急傾斜地の崩壊
堀切 - 3	II - 1 - 4441	急傾斜地の崩壊	通水 - 5 - 新②	II - 1 - 4495 - 新②	急傾斜地の崩壊
宿之河内 - 2	II - 1 - 4454	急傾斜地の崩壊	東光寺 7	III - 1 - 9324	急傾斜地の崩壊
大窪 南平 - 1	II - 1 - 4462	急傾斜地の崩壊	小 谷	02 - 322 - 1 - 001	土 石 流
大窪 南平 - 2	II - 1 - 4463	急傾斜地の崩壊	登尾谷川	02 - 322 - 1 - 004	土 石 流
大窪 南平 - 3	II - 1 - 4464	急傾斜地の崩壊	梶原川	02 - 322 - 1 - 005	土 石 流
寺村 - 2	II - 1 - 4465	急傾斜地の崩壊	上津屋野沢	02 - 322 - 1 - 035	土 石 流
寺村 - 3	II - 1 - 4466	急傾斜地の崩壊	ユリの本沢	02 - 322 - 2 - 001	土 石 流
通水 - 2	II - 1 - 4467	急傾斜地の崩壊	石本小谷川	02 - 322 - 2 - 003	土 石 流
通水 - 3	II - 1 - 4468	急傾斜地の崩壊	谷之口沢	02 - 322 - 2 - 015	土 石 流
野地 - 3	II - 1 - 4481	急傾斜地の崩壊	札ノ尾	I - 1 - 0364	急傾斜地の崩壊
野地 - 4	II - 1 - 4482	急傾斜地の崩壊	中 園	I - 1 - 0367	急傾斜地の崩壊
坂ノ上	II - 1 - 4483	急傾斜地の崩壊	港 町	I - 1 - 0370	急傾斜地の崩壊
坂ノ上 - 新①	II - 1 - 4483 - 新①	急傾斜地の崩壊	目 井	I - 1 - 0371	急傾斜地の崩壊
上塚田 - 1	II - 1 - 4484	急傾斜地の崩壊	池 田	I - 1 - 0373	急傾斜地の崩壊
上塚田 - 2	II - 1 - 4485	急傾斜地の崩壊	中 央 町	I - 1 - 0374	急傾斜地の崩壊
上塚田 - 3	II - 1 - 4486	急傾斜地の崩壊	柳ヶ谷	I - 1 - 0375	急傾斜地の崩壊
上塚田 - 4	II - 1 - 4487	急傾斜地の崩壊	蛸 山	I - 1 - 0376	急傾斜地の崩壊
上塚田 - 5	II - 1 - 4488	急傾斜地の崩壊	蛸山 - 新①	I - 1 - 0376 - 新①	急傾斜地の崩壊
上塚田 - 6	II - 1 - 4489	急傾斜地の崩壊	鳥 越	I - 1 - 0377	急傾斜地の崩壊
上塚田 - 7	II - 1 - 4490	急傾斜地の崩壊	鶴 前	I - 1 - 0380	急傾斜地の崩壊
通水 - 4	II - 1 - 4493	急傾斜地の崩壊	小 浜	I - 1 - 0399	急傾斜地の崩壊
茶円 - 2	II - 1 - 4494	急傾斜地の崩壊	内 関 戸	I - 2 - 0028	急傾斜地の崩壊
通水 - 5	II - 1 - 4495	急傾斜地の崩壊	大 谷	I - 2 - 0029	急傾斜地の崩壊
			小浜 - 1	II - 1 - 4574	急傾斜地の崩壊
			牧 野	II - 1 - 4579	急傾斜地の崩壊

竹ノ内-1	II-1-4580	急傾斜地の崩壊				
竹ノ内-2	II-1-4581	急傾斜地の崩壊				
竹ノ内-3	II-1-4582	急傾斜地の崩壊				
下講-1	II-1-4583	急傾斜地の崩壊				
下講-2	II-1-4584	急傾斜地の崩壊				
札ノ尾-1	II-1-4585	急傾斜地の崩壊				
札ノ尾-1 -新②	II-1-4585-新②	急傾斜地の崩壊				
上 講	II-1-4586	急傾斜地の崩壊				
上講-新③	II-1-4586-新③	急傾斜地の崩壊				
下講-4	II-1-4588	急傾斜地の崩壊				
下講-4- 新①	II-1-4588-新①	急傾斜地の崩壊				
下講-4- 新②	II-1-4588-新②	急傾斜地の崩壊				
上津屋野- 1	II-1-4590	急傾斜地の崩壊				
上津屋野- 2	II-1-4591	急傾斜地の崩壊				
谷之口-1	II-1-4592	急傾斜地の崩壊				
谷之口-2	II-1-4593	急傾斜地の崩壊				
谷之口-3	II-1-4594	急傾斜地の崩壊				
谷之口-4	II-1-4595	急傾斜地の崩壊				
上津屋野- 3	II-1-4598	急傾斜地の崩壊				
上津屋野- 4	II-1-4599	急傾斜地の崩壊				
谷之口-5	II-1-4600	急傾斜地の崩壊				
上中村-3	II-1-4601	急傾斜地の崩壊				
上中村-4	II-1-4602	急傾斜地の崩壊				
下中村-1	II-1-4603	急傾斜地の崩壊				
			上中村-5	II-1-4604	急傾斜地の崩壊	
			中大島-1	II-1-4630	急傾斜地の崩壊	
			上 大 島	II-1-4631	急傾斜地の崩壊	
			中大島-2	II-1-4632	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 126号
建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
平成30年 1 月 18 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 29- 1	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市堤字亀尾原 3151番14	6.03	35.96	平成29 年12月 27日

宮崎県告示第 127号
建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
平成30年 1 月 18 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 29- 2	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市堤字亀尾原 3172番 4	6.02	64.53	平成29 年12月 27日

宮崎県告示第 128号
宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第 5 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。
平成30年 1 月 18 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
日南市北郷 町郷之原14 77番地	日南市長	日南市北郷 町郷之原乙 2010番地	日南市長	平成28年 12月19日
日南市南郷 町南町8番 地1		日南市南郷 町中村乙70 51番地25		

公 告

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第1項の規定により、次の地域森林計画を平成29年12月28日付けで定めたので公表する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地域森林計画の名称
大淀川地域森林計画
- 2 地域森林計画の計画の期間
平成30年4月1日から平成40年3月31日まで
- 3 地域森林計画の縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局
- 4 申立てがあった意見の要旨
なし
- 5 申立てがあった意見の処理の結果
なし

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第5項の規定により、次の地域森林計画を平成29年12月28日付けで変更したので公表する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地域森林計画の名称
耳川地域森林計画
- 2 地域森林計画の縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課及び宮崎県東臼杵農林振興局
- 3 申立てがあった意見の要旨
なし
- 4 申立てがあった意見の処理の結果
なし

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第6条第1項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を適当と決定した。

なお、同法第6条第4項の規定により、当該入会林野整備計画書の写しを宮崎県環境森林部山村・木材振興課及び日之影町役場において、平成30年2月19日までの間公衆の縦覧に供する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名 称
中村地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地
日之影町大字岩井川1476番7
- 3 代表者の住所及び氏名
日之影町大字岩井川1476番7
抜屋 臣雄

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、天神川地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年1月19日から平成30年2月19日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所
- 4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年11月8日から12月11日まで開催した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成30年1月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

人事委員会規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月18日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第1号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前									改正後								
別表第7 昇格時号給対応表 (第22条関係)									別表第7 昇格時号給対応表 (第22条関係)								
ア [略]									ア [略]								
イ 公安職給料表昇格時号給対応表									イ 公安職給料表昇格時号給対応表								
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給								昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
[略]									[略]								
86	<u>78</u>	[略]							86	<u>77</u>	[略]						
87	<u>79</u>								87	<u>78</u>							
88	<u>80</u>								88	<u>78</u>							
89	<u>81</u>								89	<u>79</u>							
90	<u>81</u>								90	<u>79</u>							
91	<u>82</u>								91	<u>80</u>							
92	<u>82</u>								92	<u>80</u>							
93	<u>83</u>								93	<u>81</u>							
94	<u>83</u>								94	<u>82</u>							
95	<u>84</u>								95	<u>83</u>							
[略]									[略]								
ウ 教育職給料表昇格時号給対応表									ウ 教育職給料表昇格時号給対応表								
昇格した日の前日に受けていた号給	2級	特2級	3級	4級					昇格した日の前日に受けていた号給	2級	特2級	3級	4級				
[略]									[略]								
118	<u>62</u>	[略]							118	<u>61</u>	[略]						
[略]									[略]								
123	<u>63</u>	[略]							123	<u>62</u>	[略]						
124	<u>63</u>								124	<u>62</u>							
[略]									[略]								
128	<u>64</u>	[略]							128	<u>63</u>	[略]						
129	<u>64</u>								129	<u>63</u>							
130	<u>64</u>								130	<u>63</u>							
[略]									[略]								
133	<u>65</u>	[略]							133	<u>64</u>	[略]						
134	<u>65</u>								134	<u>64</u>							
135	<u>65</u>								135	<u>64</u>							
136	<u>65</u>								136	<u>64</u>							
[略]									[略]								
139	<u>66</u>	[略]							139	<u>65</u>	[略]						
140	<u>66</u>								140	<u>65</u>							
141	<u>66</u>								141	<u>65</u>							
[略]									[略]								
145	<u>67</u>	[略]							145	<u>66</u>	[略]						
146	<u>67</u>								146	<u>66</u>							
[略]									[略]								
151	<u>68</u>	[略]							151	<u>67</u>	[略]						
[略]									[略]								
162	<u>69</u>	[略]							162	<u>70</u>	[略]						

[略]		
167	<u>70</u>	[略]
168	<u>70</u>	[略]
[略]		
172	<u>71</u>	[略]
173	<u>71</u>	[略]
[略]		

[略]

エ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
[略]				
84	[略]	<u>34</u>	[略]	
[略]				
87	[略]	<u>35</u>		
88		<u>35</u>		
[略]				
90	[略]	<u>36</u>		
91		<u>36</u>		
92		<u>36</u>		
93		<u>37</u>		
94		<u>37</u>		
95		<u>37</u>		
96		<u>37</u>		
97		<u>38</u>		
98	<u>54</u>	<u>38</u>		
99	<u>55</u>	<u>38</u>		
100	<u>56</u>	[略]		
101	<u>57</u>	<u>39</u>		
102	<u>57</u>	<u>39</u>		
103	<u>57</u>	[略]		
104	<u>58</u>			
105	<u>58</u>			
106	<u>58</u>	<u>40</u>		
107	<u>59</u>	[略]		
108	<u>59</u>			
[略]				
110	<u>60</u>	[略]		
[略]				

オ 医療職給料表 (一) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
[略]			
51	<u>29</u>	[略]	
[略]			
54	<u>30</u>	[略]	

[略]		
167	<u>71</u>	[略]
168	<u>71</u>	[略]
[略]		
172	<u>72</u>	[略]
173	<u>72</u>	[略]
[略]		

[略]

エ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
[略]				
84	[略]	<u>33</u>	[略]	
[略]				
87	[略]	<u>34</u>		
88		<u>34</u>		
[略]				
90	[略]	<u>35</u>		
91		<u>35</u>		
92		<u>35</u>		
93		<u>36</u>		
94		<u>36</u>		
95		<u>36</u>		
96		<u>36</u>		
97		<u>37</u>		
98	<u>53</u>	<u>37</u>		
99	<u>54</u>	<u>37</u>		
100	<u>54</u>	[略]		
101	<u>55</u>	<u>38</u>		
102	<u>55</u>	<u>38</u>		
103	<u>56</u>	[略]		
104	<u>56</u>			
105	<u>57</u>			
106	<u>57</u>	<u>39</u>		
107	<u>58</u>	[略]		
108	<u>58</u>			
[略]				
110	<u>59</u>	[略]		
[略]				

オ 医療職給料表 (一) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
[略]			
51	<u>28</u>	[略]	
[略]			
54	<u>29</u>	[略]	

55	<u>30</u>	
[略]		
57	<u>31</u>	[略]
58	<u>31</u>	
59	<u>31</u>	
60	<u>32</u>	
61	<u>32</u>	
62	<u>32</u>	
63	<u>33</u>	
64	<u>33</u>	
65	<u>33</u>	
[略]		

カ 医療職給料表 (二) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]						
58	<u>34</u>	[略]				
59	<u>35</u>					
60	<u>36</u>					
61	<u>37</u>					
62	<u>37</u>					
63	<u>38</u>					
64	<u>38</u>					
65	<u>39</u>					
66	<u>39</u>					
67	<u>40</u>					
[略]						

キ 医療職給料表 (三) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
102	<u>78</u>	[略]			
103	<u>79</u>				
104	<u>80</u>				
105	<u>81</u>				
106	<u>81</u>				
107	<u>81</u>				
108	<u>81</u>				
[略]					
110	<u>82</u>	[略]			
111	<u>82</u>				
112	<u>82</u>				
[略]					
115	<u>83</u>	[略]			
116	<u>83</u>				
[略]					

55	<u>29</u>	
[略]		
57	<u>30</u>	[略]
58	<u>30</u>	
59	<u>30</u>	
60	<u>31</u>	
61	<u>31</u>	
62	<u>31</u>	
63	<u>31</u>	
64	<u>32</u>	
65	<u>32</u>	
[略]		

カ 医療職給料表 (二) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]						
58	<u>33</u>	[略]				
59	<u>34</u>					
60	<u>34</u>					
61	<u>35</u>					
62	<u>35</u>					
63	<u>36</u>					
64	<u>36</u>					
65	<u>37</u>					
66	<u>38</u>					
67	<u>39</u>					
[略]						

キ 医療職給料表 (三) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
102	<u>77</u>	[略]			
103	<u>78</u>				
104	<u>78</u>				
105	<u>79</u>				
106	<u>79</u>				
107	<u>80</u>				
108	<u>80</u>				
[略]					
110	<u>81</u>	[略]			
111	<u>81</u>				
112	<u>81</u>				
[略]					
115	<u>82</u>	[略]			
116	<u>82</u>				
[略]					

120	84	[略]	120	83	[略]				
[略]			[略]						
ク 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表									
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級		2 級	特 2 級	3 級	4 級
[略]									
103	66	[略]	103	65	[略]				
[略]									
109	67	[略]	109	66	[略]				
110	67		110	66					
[略]									
115	68	[略]	115	67	[略]				
116	68		116	67					
117	68		117	67					
[略]									
121	69	[略]	121	68	[略]				
122	69		122	68					
123	70		123	68					
124	70		124	68					
125	71		125	69					
[略]									

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成29年4月1日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月18日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第2号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
1 行政職給料表				1 行政職給料表			
職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額	職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
[略]				[略]			
8 級	1 種	1	<u>116,900円</u>	8 級	1 種	1	<u>117,000円</u>
[略]				[略]			

[略]

2～8 [略]

[略]

2～8 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月18日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第3号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員	職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	円	円	[略]		円	円	[略]
1年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>		1年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>	
1年以上2年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>		1年以上2年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>	
2年以上3年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>		2年以上3年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>	
3年以上4年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>		3年以上4年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>	
4年以上5年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>		4年以上5年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>	
5年以上6年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>		5年以上6年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>	
6年以上7年未満	<u>368,000</u>	<u>48,800</u>		6年以上7年未満	<u>368,400</u>	<u>48,900</u>	
7年以上8年未満	<u>368,000</u>	<u>47,000</u>		7年以上8年未満	<u>368,400</u>	<u>47,100</u>	
8年以上9年未満	<u>368,000</u>	<u>45,200</u>		8年以上9年未満	<u>368,400</u>	<u>45,300</u>	
9年以上10年未満	<u>368,000</u>	<u>43,400</u>		9年以上10年未満	<u>368,400</u>	<u>43,500</u>	
10年以上11年未満	<u>368,000</u>	<u>41,600</u>		10年以上11年未満	<u>368,400</u>	<u>41,700</u>	
11年以上12年未満	<u>368,000</u>	<u>39,800</u>		11年以上12年未満	<u>368,400</u>	<u>39,900</u>	
12年以上13年未満	<u>368,000</u>	<u>38,000</u>		12年以上13年未満	<u>368,400</u>	<u>38,100</u>	
13年以上14年未満	<u>368,000</u>	<u>36,200</u>		13年以上14年未満	<u>368,400</u>	<u>36,300</u>	
14年以上15年未満	<u>368,000</u>	<u>34,800</u>		14年以上15年未満	<u>368,400</u>	<u>34,900</u>	
15年以上16年未満	<u>368,000</u>	<u>33,400</u>		15年以上16年未満	<u>368,400</u>	<u>33,500</u>	
16年以上17年未満	<u>364,000</u>	<u>32,000</u>		16年以上17年未満	<u>364,400</u>	<u>32,100</u>	
17年以上18年未満	<u>360,000</u>	<u>30,600</u>		17年以上18年未満	<u>360,400</u>	<u>30,700</u>	
18年以上19年未満	<u>356,000</u>	<u>29,200</u>		18年以上19年未満	<u>356,400</u>	<u>29,300</u>	
19年以上20年未満	<u>352,000</u>	<u>27,800</u>		19年以上20年未満	<u>352,400</u>	<u>27,900</u>	
20年以上21年未満	<u>348,000</u>	<u>26,400</u>		20年以上21年未満	<u>348,400</u>	<u>26,500</u>	
21年以上22年未満	<u>331,100</u>	<u>25,800</u>		21年以上22年未満	<u>331,500</u>	<u>25,900</u>	
22年以上23年未満	<u>313,900</u>	<u>25,200</u>		22年以上23年未満	<u>314,300</u>	<u>25,300</u>	
23年以上24年未満	<u>297,200</u>	<u>24,200</u>		23年以上24年未満	<u>297,600</u>	<u>24,300</u>	
24年以上25年未満	<u>280,300</u>	<u>23,600</u>		24年以上25年未満	<u>280,700</u>	<u>23,700</u>	
25年以上26年未満	<u>263,400</u>	<u>23,000</u>		25年以上26年未満	<u>263,800</u>	<u>23,100</u>	
26年以上27年未満	<u>242,600</u>	<u>22,400</u>		26年以上27年未満	<u>243,000</u>	<u>22,500</u>	
27年以上28年未満	<u>222,200</u>	<u>21,800</u>		27年以上28年未満	<u>222,600</u>	<u>21,900</u>	
28年以上29年未満	<u>201,800</u>	<u>21,000</u>		28年以上29年未満	<u>202,200</u>	<u>21,100</u>	
29年以上30年未満	<u>181,000</u>	<u>20,700</u>		29年以上30年未満	<u>181,400</u>	<u>20,800</u>	
30年以上31年未満	<u>159,100</u>	<u>20,300</u>		30年以上31年未満	<u>159,500</u>	<u>20,400</u>	
31年以上32年未満	<u>137,200</u>	<u>19,700</u>		31年以上32年未満	<u>137,600</u>	<u>19,800</u>	
32年以上33年未満	<u>115,500</u>	<u>18,800</u>		32年以上33年未満	<u>115,900</u>	<u>18,900</u>	
33年以上34年未満	<u>83,600</u>	<u>17,900</u>		33年以上34年未満	<u>84,000</u>	<u>18,000</u>	
34年以上35年未満	<u>53,800</u>	<u>17,200</u>		34年以上35年未満	<u>54,200</u>	<u>17,300</u>	

[略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。